

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第12回総会のご案内



特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会は、平成27年(2015年)2月25日付けで、2回目となる「適格消費者団体」更新認定を受けました。認定の期間は本年3月5日から3年間(平成30年(2018年)3月4日まで)です。

さて、本年も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第12回総会を開催いたします。ご参加くださいますようご案内いたします。

1. 日時：2015年6月24日(水) 10:30～11:20
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第13集会室(浦和パルコ10階)
3. 議題：

第1号議案	2014年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	役員一部選任の件
報告	第1回理事会報告 2015年度事業計画と活動予算 活動委員会の活動報告

正会員の皆様へ

正会員の皆様には、6月初旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。出欠届、及び、欠席の場合は書面議決書(または委任状)を返送くださいますようお願いいたします。

賛助会員の皆様へ

賛助会員の皆様には、6月初旬頃、議案書ならびに出欠連絡票をお送りします。出欠の可否を事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

記念講演のご案内

- 日時：6月24日(水) 11:30～12:30 (総会に続き、同会場で開催)
- 講演内容：(仮題)機能性表示食品制度について ～しくみとチェックの手がかり～
- 講師：板倉ゆか子さん(消費生活アナリスト)

※ 詳細は今後なくす会ホームページにアップします。

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2015年4月～5月）

《下線：この間に新しく送付した文書》

現在までに「申入れ」を行なった事案

業種	問題とした主な不当条項	成果・経過等
大学学生寮 【継続中】	故意過失がない場合でも損害賠償責任を負担させる条項、学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	故意過失がない場合でも損害賠償責任を負担させる条項は改善されましたが、変更するとの回答後も改善が不十分な条項について行なった再申入れに対する回答を待っている状況です（5月末回答予定）。

現在までに「問合せ」を行なった事案

日焼けサロン 【継続中】	日焼けマシン利用に関するの免責条項などについて	2015年2月、左記条項について変更するとの回答及び修正後の契約書を受領しました。一部免責の範囲についてやり取りを継続しています。
インターネットプロバイダー 【継続中】	インターネット契約・電話勧誘について	2015年3月に行なった問合せに関し、事業者からの要望により面談を行いました。
互助会 【新規】	解約手数料について	2015年4月、約款の解約に関する条項の、解約手数料を定める理由などについて問合せを行ないました。

- ✚ その他クーポンサイト(既に申入れした事業者とは異なる事業者)などについて検討を進めています。
- ✚ 「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書について、なくす会検討委員内に検討チームを立ちあげ、検討を行なっています。



★ この間の主な会議 ★

- 第5回理事会、第5回検討委員会（3/25） 検討委員会運営促進会議（4/20）
- 第9回活動委員会（4/14） 第10回活動委員会（5/14）
- 第7回日弁連と適格消費者団体との懇談会（4/7）

会費納入、寄附のお願い

- 会員の皆様へ、会費納入のお願いをニュースレターに同封させていただきます。早めの納入をお願いいたします。
- 会費とは別に、寄附でのご協力も是非お願い申し上げます。

【振込先】 埼玉りそな銀行 浦和中央支店

普通 No.5 098908

(特非) 埼玉消費者被害をなくす会

【問合せ】 埼玉消費者被害をなくす会 事務局

TEL 048-844-8972



会員募集!

団体正会員、個人正会員としてなくす会の活動を支援していただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。

ご協力よろしく

お願いいたします。



活動委員会 2014 年度・1 年間の活動報告



★ 活動委員会では、景品表示法をはじめとして、法にとらわれない消費者目線で広告チェックなどの活動を行なっています。

【広告表示改善要望活動等】わかりにくい表示についての改善要望などを行ないました。

事業者		活動委員会からの要望など	事業者からの回答など
A社 健康食品 【改善】	2014.11.21 広告表示 改善要望と 問合せ ↓	◆「この広告をご覧の方へ 『限定先着●名様限り』 *各都道府県での先着となります」の意味について ◆『今なら』『数量限定今すぐお電話を』などの購入を急がせる表記の改善	◆47 都道府県×●名＝○名との意味 ◆購入を急がせる表記などについて、広告全体の見直しを行なう。
	2015.2.18 広告表示改善 再要望書	◆アレルギー表示などの重要事項、その他、文字が小さく読みづらい箇所を見やすく	◆改善する ◆8ポイント以上になるよう努める
B社 美容石けん 【改善】	2015.1.6 広告表示改善 要望書	◆30%OFF キャンペーンについて、毎月定期コースに新たに加入した場合のみ適用となること、2回目以降は通常の定期コースの価格となることなどをわかりやすく表記を ◆重要事項など文字が小さく読みづらい箇所を見やすく	◆定期コースに新たに加入した場合であることなどをわかりやすく表記する ◆重要事項などの文字を消費者が見やすい文字サイズへ修正する
	2015.3.5 問合せ	◆インターネットでの販売価格はいつでも割引価格であるのに、テレビ通販価格では放送終了後30分のみ割引価格が適用される理由	◆番組終了後30分に申込みを集中されることにより、お客様を待たせる時間を少なくするため
D社 健康食品 【新規】	2015.4.15 広告表示改善 要望書	◆テレビCM、インターネット広告、新聞広告における今から30分以内などの判断を急がせる表記の改善 ◆キャンペーン用の商品で、実際にはない袋数の商品であるのに「半額」などと比較する表示の改善	回答を待っています

【その他の活動】

- ◆ 『消費者アンケート・めやすばこ《価格表記》《自動車保険》』は、1,059 枚を集約しました。価格表記についての調査結果は、業界団体へ消費者の声として送付しました（3/26）。
- ◆ 昨年度のアンケートめやすばこ（携帯・スマホトラブル）の結果を受け、大手 3 社宛てに、契約内容の簡素化、2 年縛り契約の解約時の注意点・リスクについての説明強化、クーリング・オフについての説明強化などを求め要望を行ないました（7/30）。
- ◆ 年3回開催する消費者力アップ学習会について意見を出し合い、運営を担当しました。
- ◆ 第 50 回消費者大会の実行委員として参加し、消費者問題の分科会の運営に携わりました。

消費者裁判手続特例法（集団的消費者の被害回復）を今後担う特定適格消費者団体についての「認定、監督に関する指針等の検討会（消費者庁）」が本年4月に報告書を取りまとめました。今後この報告書の内容を基に「特定認定監督ガイドライン」が確定していきます。

昨年12月に開かれた「検討会」では、全国11の適格消費者団体からのヒヤリングが実施され、「そもそも少額多数者の消費者被害の『泣き寝入り』を防ぐために作った法律」「全く新しい制度なので適格消費者団体自身の自由裁量をもっと認めてやってみながらガイドラインを見直していくことが必要」「この制度が使えるか使えないかは今後作られるガイドラインにかかっている」「消費者の立場にたったの検討になっていないのではないか」などの意見が出されました。

3月時点では、「全体的には適格団体に重い責務（濫訴の例示、説明義務など）を課し、財政的裏付けは非常に弱く自助努力に委ねている」「濫用懸念は制度全体で払拭されたものになっているが、さらに報酬及び費用の部分で抑え込んでいる構造」との概ねの評価でした。また、財政基盤については、極めて厳しい運用になる。オーストラリアやシンガポールを視察してきたが、国が財政支援している。3億数千万円の事業規模で国から1億円の支援があっても、「1億円しか支援がない」との説明を受けた。日本は消費者団体への支援の面では数十年遅れているのではないか。との厳しい評価も寄せられています。

今回とりまとめられた「最終報告書」は、「事務局（消費者庁）は、調整が大変であったが、適格団体側に一定の裁量権も認められ、検討会当初よりは良くなった」との評価です。ただし、「60点、最低ライン」を後退させないために、今後のガイドライン確定に向け、さらに取り組みが必要な状況です。本制度立法の際に協働して運動を進めた54団体（埼玉からは、なくす会・消団連・生協連が参加）のネットワークを主体に5～7月に、国会議員への要請、消費者庁などへの要望書提出、パブコメ提出などの行動を展開していきます。

以上

★消費者大会実行委員会より～第51回大会は9/25に開催！ 記念講演講師は樋口恵子さん★

消費者大会 第1回プレ学習会

『あらためて学ぶ 消費者の権利と役割』

日時：5月26日（火）10時30分～12時

会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

講師：池本誠司氏（なくす会理事長・弁護士）

参加費：200円（資料代として）

申込み：消費者大会事務局（048-844-8971）

予告

第2回プレ学習会

内容：未定

日時：7月13日（月）10時～12時

会場：コーププラザ浦和3階会議室



* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！ 疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを《なくす会》までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973